

「明治の精神と知恵を今と未来に活かす事業」運營業務仕様書

1 件名

「明治の精神と知恵を今と未来に活かす事業」運營業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から平成30年12月31日（月）まで

3 委託金額の上限

金3,000,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 事業概要

(1) 学生プロジェクト

学生が明治期の京都で行われた大きな事業の時代背景や手法、それを支えた町衆及び偉人の考え等を学び、それらを活かし、よりよい京都の未来に向けた提言の検討及び発表を行う。

(2) PR映像の制作

学生の活動を映像として記録・編集し、明治150年事業のPRを目的とした動画を制作する。

5 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

(1) 学生の募集

大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学(49校)に対して広く事業を周知し、参加する学生を募集すること（チラシの作成・送付は委託料の範囲内で行うこと）。

(2) 学生プロジェクトの実施

- ・ 学生プロジェクトは、明治期の事業について学んだ内容を踏まえ、現代の京都市の課題解決に向けた提言をまとめることをテーマとし、複数の学生からなるチームが、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）方式により取り組む内容とすること。
- ・ 対象とする明治期の取組については、本市との協議に基づき決定すること。
- ・ 1プロジェクトにつき、対象とする明治期の事業について造詣の深い学識者等によるレクチャー、文献調査、対象とする明治期の事業に応じた京都市内でのフィールドワーク、関係者へのインタビューなどを実施するものとし、取り組む過程においては、コーディネーターが学生に対して助言・指導しながらプロジェクトの進捗を管理するとともに、学生からの相談に対応すること。
- ・ 提言のとりまとめに当たっては、京都市の関係部署と十分に協議すること。
- ・ 学生は、1チーム4人以上とし、委託期間内に3以上のプロジェクトを実施すること。

ただし、平成30年10月に京都市が開催する明治改元記念シンポジウム（仮称）において提言の発表を予定しているため、同シンポジウム開催までに提言をまとめ

られるよう、各プロジェクトの進捗を管理すること。

- ・ 受託事業者は、学生プロジェクトの進捗状況を把握し、毎週1回、京都市に報告すること。
- ・ 各チームが提言をまとめていく過程において、チームに参加していない幅広い学生と議論する機会を設定するなど、チーム参加学生以外に、延べ200人以上の学生の参加を得ること。
- ・ プロジェクトの企画に当たっては、学生が参加しやすい内容、期間を検討すること。また、事前に京都市に実施計画を示し、内容等について京都市から指示があった場合は、速やかに従うこと。

(3) 映像の制作

- ・ 学生チームの活動を映像として記録・編集し、明治150周年事業のPRを目的とした動画を制作すること。
- ・ 60秒間程度及び3分間程度の2種類の映像を制作し、映像を記録したDVD5枚及びデータを納品すること。
- ・ 60秒間程度の映像については、明治改元記念シンポジウム（仮称）での発表の際に使用する可能性があるため、同シンポジウム開催の1週間前までに納品すること。
- ・ 3分間程度の映像については、明治改元記念シンポジウム（仮称）での発表の様子も内容に含めて制作し、京都市と協議のうえ、同シンポジウム開催後、速やかに納品すること。
- ・ 京都市の求めに応じ、動画共有サイト（YouTube等）において、制作した動画を広く閲覧可能な状態で公開すること。
- ・ 映像には、著作権法上、問題のない素材のみを使用し、また、映像に人物や著作物（絵画、写真、美術作品等）が映り込んでいる場合は、必ずその人物及び著作権者の了解を得ること。万一、それら著作権、著作隣接権及び肖像権など、あらゆる権利を有する者のうちから一つでも異議申し立てがあった場合は、受託者の責任と負担において解決すること。

(4) ミーティング場所の確保

- ・ 学生が日常的にミーティングを行える場所を京都市内に確保すること。

(5) 提言の発表

- ・ 各学生チームがまとめた提言は、明治改元記念シンポジウム（仮称）において、学生が発表すること。なお、同シンポジウムの企画及び運営は京都市が行い、開催に係る経費は京都市が負担する。ただし、同シンポジウム内での発表に係る経費（資料作成費等）については、本事業の委託料の範囲内で、受託事業者が負担すること。

(6) 統計資料の取りまとめ

- ・ 本業務に関する各種統計資料の取りまとめを行い、京都市の求めに応じて適宜報告すること。

6 業務実施体制

- ・ 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 参加する学生に対して指導・助言等を行うコーディネーターには、学生が中心となり実施するプロジェクトをマネジメントした経験のある者を配置すること。

- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

8 実績報告

委託業務終了後、平成31年1月15日（火）までに、実施報告書、収支報告書を作成し、速やかに本市に提出すること。

9 留意事項

- (1) 本市の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市の担当者と協議し、指示に従うこと。
- (3) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、版権当の一切の権利は本市に帰属する。